

## 定款細則

### 会員及び会費に関する規程

#### 公益社団法人石川県言語聴覚士会

(目的)

第1条 この規定は定款第7条に基づき、公益社団法人石川県言語聴覚士会(当法人という。)の会員の入会及び会費の納入に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 当法人の会員は定款第5条に定めるとおり、正会員、賛助会員、学生会員の3種類とする。

(入会及び年会費)

第3条 正会員は当法人に入会するときに入会金1,000円ならびに年会費を納めなければならない。その他の会員は入会時に当該年度の年会費を納めなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 正会員 5,000円

(2) 賛助会員 賛助会員は個人会員・団体A・団体B・団体Cに分けて会費を次のとおりとする。

個人会員 年額 5,000円

団体 A 年額 50,000円

団体 B 年額 30,000円

団体 C 年額 10,000円

(3) 学生会員 3,000円

3 納入された会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は理事会の議決を経て、総会の承認を得る。

付則

この規程は公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。